

【みなべ町小規模事業者経営改善資金利子補給】

小規模事業者の経営改善を促進するため、株式会社日本政策金融公庫が貸し付けた小規模事業者経営改善資金に係る利子補給

[対象者] みなべ町商工会を經由して、小規模事業者経営改善資金融資制度に基づく資金の融資を受けたもので下の要件を満たしている者

- 1) 町内に住所を有する者又は町内に本店を有する者で同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- 2) 日本政策金融公庫で小規模事業者経営改善資金融資制度を受けている者
- 3) 町税（国民健康保険税を含む）を完納している者

[利子補給金の額]

融資に係る貸付利率のうち、年1.0%に係る部分の利子の支払額に相当する金額ただし、貸付利率が1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。

※ただし、繰り上げ償還や返済期日の遅延に係る利息は除かれます。

[交付期間]

融資金融機関の融資制度に基づく当初借入契約で締結した借入期間の範囲内とし、3年を限度とする。

[申請] みなべ町商工会会長への委任になるため、みなべ町商工会へお問い合わせください。